

平成14年12月2日

東京地方裁判所 民事第29部D係 御中

コグニティブリサーチラボ株式会社
代表取締役社長 苫米地英人

意見書

(平成14年(ワ)第4249号 著作隣接権侵害差止等請求事件)

平成14年4月9日の差止仮処分命令判決は、有限会社日本MMOが「ファイルローグ」(File Rogue)という名称で運営する電子ファイル交換サービスにおいて、MP3(MPEG1オーディオレイヤー3)形式によって複製され、かつ、送受信可能な状態にされた電子ファイルの存在及び内容等を示す、利用者のためのファイル情報のうち、ファイル名及びフォルダ名のいずれかに、市販音楽CDのタイトル名及び実演家名の双方が表記されたファイル情報を、利用者へ送信してはならない、というものである。

この結果が不当な理由として以下を主張する。

A: 日本の健全な発展のためにP2Pを禁止すべきではない。

1. P2Pは合法的な大規模データ交換の唯一の方法である。

ブロードバンドが世界的に普及することにより、P2Pによる情報交換が今後の主流となると予想される。現在、ブロードバンドが、FTTHやADSLで家庭にまで浸透しつつあるのみならず、次世代携帯電話の普及によりユビキタス&ブロードバンドが世界的に実現していくにあたって、P2P方式の普及は、通常のWebサーバの方式では、ブロードバンド接続された大量のアクセスが一箇所に集中してしまういわゆる“ブロードバンドエクステンジボトルネック”の問題が避けられないため、今後不可欠かつ必然的な課題である。“ブロードバンドエクステンジボトルネック”は、例えば、各家庭が10Mbpsで接続されているならば、コンテンツを100チャンネルで、10万人に提供するとなると、そのコンテンツを集中的に管理・交換するいわゆるエクステンジでは、1Peta級の内部ネットワークが必要となる問題である。現在の最新のWDM技術などでもPetaの1000分の1のTeraオーダの通信しか実現しておらず、Petaオーダのネットワーク技術は、未だ発明されていない。つまり、これから当面の期間、数年以上の期間は、P2P方式以外でブロードバンドエクステンジボトルネックを解決する方策はない。また、ブロードバンドの普及速度と、ブロードバンド化による個々の通信幅の増大は、通信技術の革新速度を遥かに凌いでおり、ブロードバンドエクスチ

エンジンボトルネックの問題は、数年後以降も、更に深刻になることが予想される。また、短期的にも、世界的にブロードバンドの普及が急ピッチで実現しつつあり、各国において、最低でも100万人、1000万人オーダの配信が予想され、P2P方式が世界のインターネット通信のデファクトスタンダードになることは間違いない。

2. 経済の起爆剤になる可能性のある技術である。

このような理由から、P2P方式は、経済の起爆剤になる可能性のある技術として、経済産業省、総務省が、今年度からの研究開発の重要課題のひとつとして重点領域としてとりあげている技術であり、これを普及させることが、日本国経済の再生という観点でも重要な課題である。「P2Pはいずれビジネスを席卷する」という先週の米国ZDNETの記事の編集者 Tom Ngoは、米国でも、エンターテインメントのみならず、エンタープライズでも今後は、P2Pが主流技術となるという現在の米国ビジネスの認識を紹介している。日本では、P2Pは萌芽の段階であり、今後経済の起爆剤となり得るP2Pを現段階で、世界的な流れに反して、潰すべきではない。

3. 現時点では違法なファイル交換がなされる可能性を排除できないが、技術的にその違法性を排除することを可能とする方法が見つかってきている。

2001年及び2002年の技術のレベルでは、P2Pにおける違法なファイルの交換を排除することは難しく、世界中の誰も成功していない。しかしながら、当社が政府予算で開発した技術をP2P間のファイル交換に応用することにより、ファイル交換により流通した著作物の著作権者等に経済的な利益をもたらす技術の開発は近い将来成功する見通しである。

B: MMOがファイルログを運用していた2001年11月から2002年4月にかけてのP2P技術では、フィルタリングは技術的に事実上不可能であった。2002年11月現在でも未だ不可能である。これは、数万人オーダのP2Pユーザがあげるファイル名を検索ですでに既知のアーティスト名、タイトルと比較して、発見したとしても、削除する速度は、追いつきようがないからである。また、そのような方式を導入したとしても文字を一文字変えるなどの違法ユーザ側の対抗が容易に予想された。事実、WinMXなどの違法交換では、そういったことがおきている。

C: このような状況下で、P2P間でファイル交換された作品の著作権者に使用料などの経済的利益を確保させるためには、ファイルのアップロードメカニズムに特殊なDRM技術を組み込むなどの抜本的な対策が必要であるが、そのような技術はファイルログがサービスを開始した2001年11月の時点には存在しなかった。特に重要なことは、MMO社は、このような新規技術を導入し、違法なユーザを追放するための対策を私に相談し、私の提案に従って、上述の技術を「ファイルログ」に導入していくことを予定した。しかしながら、1億円オーダの技術開発となるため、その資金を調達している矢先に、今回の仮処分決定により、資金調達に失敗し、対策技術が導入できないこととなったのが現状である。もしも、今回の仮処分決定がなければ、MMOは、私が通産省予算で開発し

たDRM技術並びに、現在、総務省予算で開発中の次世代DRM技術を「ファイルログ」に導入してこの問題を解決する目処が今ころには立っていたはずである。

今回の仮処分決定は、P2PにおけるDRM技術が確立する前の2001年ないし2002年4月の段階では、未然に防ぎようのない違法コピーの問題の責任を、MMOに追求する一方、サービスの事実上の完全停止により、MMOが導入予定であった、DRM新技術の導入を資金的に不可能としたという意味で、問題である。

P2Pは、NTTを始めとするあらゆる通信業者が次世代の経済活性化の起爆剤として注目している新技術であり、これをいち早く導入したMMO社の先見性は、目をみはるものがある。Web型インターネットの初期、ポルノ画像閲覧ユーザなどが先行したが、現在では、社会経済にはなくてはならないインフラとなっている。メディアデータサイズが既存のWeb型インターネットでは現実的でなくなってきたブロードバンド化社会においては、P2P方式がWebに代わるインフラとなることは、目に見えており、この普及を世界に先駆けて成功させることは、日本国の国益として、非常に重要なことである。一部の違法ユーザの問題は、2002年4月までの時点では解決不可能であったが、現在では「ファイルログ」に私の技術を応用することに成功すれば解決可能な問題となっている。MMO社は、P2Pファイル交換サービスの先駆けであり、同社が健全な経営を再開できるようにいち早くすべきである。

例として、1年間の猶予期間を設け、通常ファイル交換サービスを再開させた上で、1年以内に、「ファイルログ」にDRM処理技術を導入し、違法ユーザを追放するという方法が適切であると考える。この1年間の猶予期間内に、レコードメーカ各社と、DRM導入後の著作権料等の支払いレート等を話し合うという方法が必要である。現実問題として、ファイルログは、WinMX、BearshareなどのP2Pファイル交換ユーザがすでに100万人以上の規模で存在しており、これらのユーザの多くが、違法ユーザである事実と比較すれば、ファイルログユーザの違法ユーザ数は相対的に小規模であった、一方、MMO社は、企業努力により、違法ユーザをファイルログから締め出す技術の導入を検討していた矢先に、サービスの事実上の完全停止という処分は極めて不当であると考える。

もうひとつ、重要なことは、P2P方式において、中央サーバがある場合、いわゆるNapster方式の場合は、中央サーバ、この場合は、MMOサーバであるが、これは、通信経路の一部であるとみなすべきである。専門的には、キャッシュサーバと呼ぶが、大量のデータが通信経路を流れるとき、同じデータが多数回アクセスされる場合に、通信量を減らすため、また、通信遅延時間を減らすために、データを一時的にプールしておく磁気記憶媒体をキャッシュと呼ぶが、MMOサーバはこのキャッシュとみなされるべきである。これは、P2Pのもう一つの方式、いわゆるGnutella方式では、これらのデータは、ユーザの磁気記憶媒体に全て格納され、中央サーバがないが、まったく同様な機能が提供される。両者の典型的な差は、キャッシュサーバのあるMMO/Napster方式の場合には、検索がより高速になるという利点がある点に過ぎない。このように、いわゆるWebと違い、P2P

における中央サーバは、キャッシュであり、通信経路の一部の機能に過ぎない。したがって、この通信経路における違法行為の全責任を、違法行為者、すなわち違法P2Pユーザと共同で追及することには、問題があると考える。電話を使って、犯罪が起こった場合に、電話会社に共同責任を追及することに似ている。

考え方としては、P2Pの各ユーザが放送局であり、その放送塔である東京タワーに相当するのが、MMO社の中央サーバとみるべきである。したがって、放送局に対する著作権料の支払いを各P2Pユーザに求めるのが、本来の姿である。

P2Pは、21世紀の放送の一つの姿として現実化しているものである。

以上

苫米地英人（とまべちひでと）プロフィール

1959年9月7日生まれ43歳

- 1985 -1987 Yale 大学計算機科学科助手、Yale 大学人工知能研究所フルブライト研究員(特に超並列処理を研究)Yale 大学認知科学研究所研究員兼務(特に脳内情報処理を研究)
- 1988 -1992 Carnegie Mellon 大学(CMU) 計算機科学科研究員(特に超並列処理と自然言語処理を研究)Carnegie Mellon 大学哲学科研究員兼務(特に知識と存在論の数理哲学モデルを研究)
- 1990 -1991 ATR 自動翻訳電話研究所滞在研究員(CMU からの8ヶ月と10ヶ月間の客員研究員、超並列処理アーキテクチャーと超並列自然言語処理を研究)
- 1993/8 徳島大学助教授(工学部知能情報工学科)知能情報工学輪講、並列・分散処理システム
- 1995/1 株式会社ジャストシステム 本社開発部門ディレクター、東京研究所所長、基礎研究所所長兼務、製品開発ディレクションと次世代基礎技術開発
- 1996/1 通商産業省情報処理振興審議会専門委員着任
- 1996/4 ジャストシステムピッツバーグ研究所(JPRC)取締役兼務
- 1998/2 コグニティブ・リサーチ・ラボラトリーズ株式会社取締役
次世代計算機科学関連基盤技術開発とIT関連コンサルティング
- 1998/3 通商産業省平成9年度高度情報化支援育成事業「ネットモバイル強化型の汎用動的計算機構の設計と構築」(9情技応第837号)プロジェクト代表
- 1998/4 米国 Franz 社戦略コンサルタント
- 1998/11 コグニティブ・リサーチ・ラボラトリーズ株式会社代表取締役社長
- 1998/12 平成10年度先導的コンテンツ市場整備事業「使用による課金を実現する流通・供給・再利用の高度化環境の開発」(MMCA-2005)プロジェクト代表
- 1999/2 平成11年度先進的情報システム開発実証事業「次世代統合型ネットモバイルオンラインスーパーの実証事業」(11情報開・実第128号、2-2-103)プロジェクト代表
- 1999/4 マルチメディア振興協会法務委員会委員、国際交流委員会委員兼任
- 1999/12 平成11年度家庭等の情報推進事業「次世代動的分散共有VM型ホームサーバシステムの開発」(11情技応1373号)プロジェクト代表
- 2000/3 株式会社シーアールエルブレインズ代表取締役社長
- 2000/4 文部省領域研究ゲノム情報科学高速化委員
- 2000/8 先端的情報化推進基盤整備事業「次世代動的CRM広告配信の実現」プロジェクト代表
- 2000/10 ビジネスモデル学会理事(論文担当-インターネット)
- 2001/3 コグニティブリサーチラボ株式会社代表取締役会長兼社長
- 2001/4 (財)デジタルコンテンツ協会企画政策委員
- 2002/10 総務省平成14年度戦略的情報通信研究開発「次世代P2P型コンテンツ流通高度化技術に関する研究開発」プロジェクト代表
- 所属学会： (国内)情報処理学会、人工知能学会、電子情報通信学会、言語処理学会等
(海外)ACM、IEEE、米国人工知能学会、米国計算言語学会、米国認知科学学会等
- 学位： 1993年度、カーネギーメロン大学博士(Ph.D.) 研究論文：43編